

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（専門職大学等）の制度化の背景

高等教育をめぐる状況

高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）

学生の資質やニーズの多様化（大学の機能別分化の必要性）

- ◆ 18歳人口に占める**大学・短大への進学率**：10.1%（昭和29年）→ 15.7%（昭和35年）→ 51.5%（平成17年）→ 56.5%（平成27年）
18歳人口に占める**専門学校等を含む高等教育機関への進学率**：42.7%（昭和51年）→ 79.8%（平成27年）
- ◆ 高校生が進学を希望する理由（第1位）は、「**将来の役に立つ専門的な知識・技術を習得したいから**」： 文部科学省「学校基本調査」
56.5%（平成17年）→ 77.2%（平成24年） 文部科学省「キャリア教育・職業教育に関する総合的な実態調査第一次報告」（平成25年3月）

産業界等のニーズとのミスマッチ

実践的な教育へのニーズ、社会人の学び直しニーズへの対応

- ◆ 単位認定を行う授業科目として実施される**インターンシップに参加経験がある学生の割合は低い**
・大学：2.6% ・短期大学：4.4% （独）日本学生支援機構「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況に関する調査」
- ◆ **実社会との繋がりを意識した教育を重視する企業と大学の割合に乖離（文系）**
・企業：41.7% ← ・大学：29.9% 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（2004年11月）
- ◆ 企業が考える「最近の大学生に不足している能力」※当該能力が不足しているとする企業の割合
①**創造力**：68.3%、②**産業技術への理解**：66.4%、③**コミュニケーション能力**：58.1%
日本経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」（2011年1月）
- ◆ 大学入学者のうち**25歳以上の割合**：日本1.9%、OECD平均：18.1% OECD「Stat Extracts(2012年)」

より積極的な社会貢献への期待と要請

変化の激しい社会に対応した人材、成長分野を担う人材の育成

- ◆ **大学は、課題解決に必要な知識、技術、スキル等を育成する中核機関として位置付けられ、企業も大学教育に積極的に関与していく責任がある。**
- ◆ **企業が求める人材像と必要な資質能力**
・変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力（**課題設定力・解決力**） ほか
（公益社団法人経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」（2015年4月）

「専門職大学」等の制度化に至る主な経緯

教育政策に関する提言等	政府全体の施策に関する提言等
<p>平成26年7月 教育再生実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」 ※ ①社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成や、②専門高校卒業者の進学機会・社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化を提言。</p> <p>平成27年3月 教育再生実行会議第6次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことを期待。その制度化の推進を提言。</p> <p>平成27年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議「審議のまとめ」 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化の基本的方向性について提言。</p> <p>平成28年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」 ※ 「新たな高等教育機関」の具体的な制度設計等について提言。</p>	<p>平成27年6月 「日本再興戦略」改訂2015（閣議決定） ※ 「変革の時代に備えた人材力の強化」の観点から「新たな高等教育機関」を創設することを明記。 *2019年度の開学に向け、中教審で2016年年末までに結論をまとめ、所要の制度措置を講ずることとされた。</p> <p>平成27年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（閣議決定） ※ 「新たな高等教育機関」の制度化を明記。</p> <p>平成27年12月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015改訂版（閣議決定） ※ 地域産業を担う専門職業人育成を推進する観点から「新たな高等教育機関」の制度化を明記。</p> <p>平成28年6月 「日本再興戦略」改訂2016（閣議決定） ※ 現場レベルの革新を牽引し得る高度職業人材を輩出する「新たな高等教育機関」の創設を明記。 *2019年度の開学に向け、所要の法的措置を講ずることとされた。</p> <p>平成28年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（閣議決定） ※ 「新たな高等教育機関」の制度化を明記。</p> <p>平成28年12月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2016改訂版（閣議決定） ※ 地域産業を担う専門職業人育成を推進する観点から「新たな高等教育機関」の制度化を明記。</p>
<p>平成29年1月 第193回国会（常会）安倍内閣総理大臣施政方針演説 ※ 「専門職大学」を創設し、「選択肢を広げることで、これまでの単線的、画一的な教育制度を変革する」ことを明言。</p> <p>平成29年3月 「働き方改革実行計画」（働き方改革実行会議決定） ※ 個人の学び直し支援充実の観点から、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設するよう提言。</p>	

○平成29年3月 学校教育法の一部を改正する法律案の閣議決定（→5月 成立・公布）

第1回人生100年時代構想会議会合安倍総理御発言（抜粋）（平成29年9月11日）

今後の議論のために、論点を整理したいと思います。

第一に、全ての人に開かれた大学教育の機会確保についてであります。志があっても経済的に恵まれない若者が勉学に専念できる環境整備が必要であり、教育負担の軽減のため、給付型奨学金や授業料の減免措置などの拡充・強化を検討すべきとの意見を頂きました。この方向で議論したいと思います。

第二に、大学改革について複数の議員の皆様から重要性に言及がありました。何歳になっても学び直しができる環境を整備するためには、社会人の多様なニーズに対応できる受皿が必要であり、IT人材の育成も急がなければなりません。学問追求と実践的教育のバランスに留意しつつ、実践的な職業教育の拡充を図る必要があります。同時に、リカレント教育を受けた方に就職の道が開かれるよう、産業界には人材採用の多元化を検討していただきたいと思っております。

第13回経済財政諮問会議安倍総理御発言（抜粋）（平成29年9月25日）

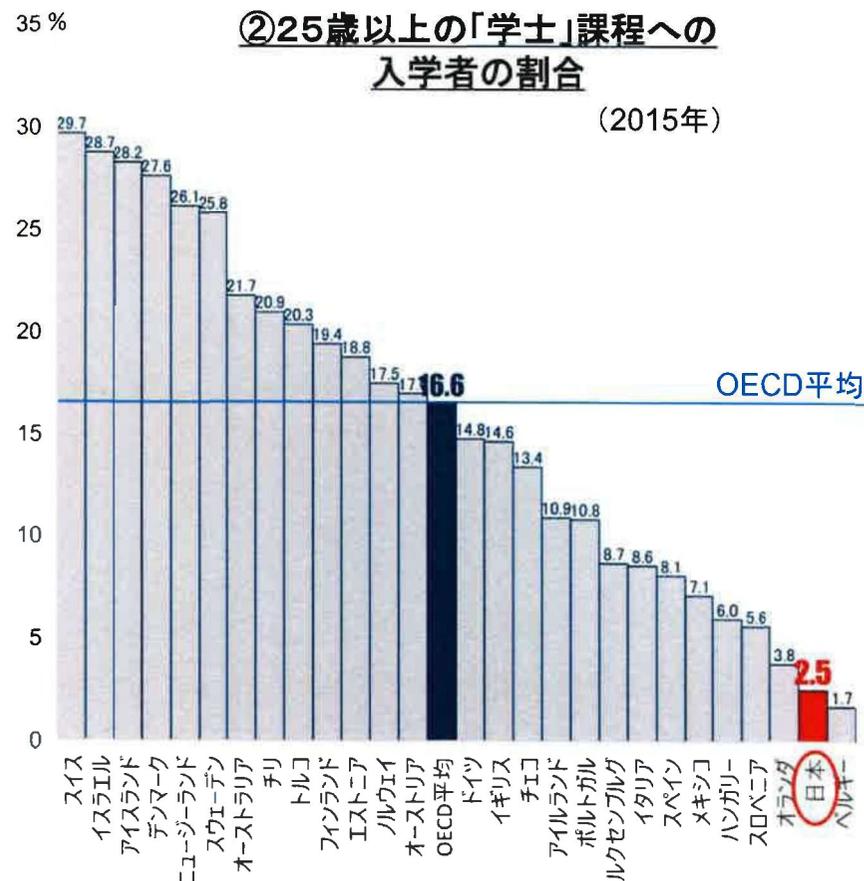
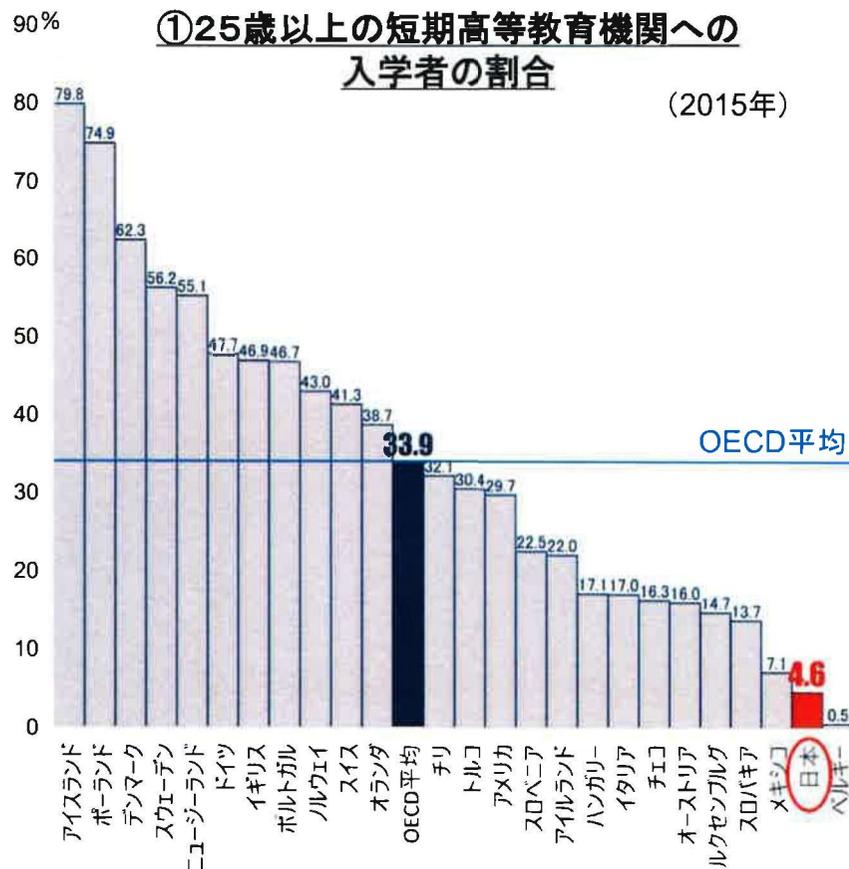
本日は、新内閣で取り組むべき課題、特に、人づくり革命と生産性革命について議論しました。

この内閣の経済政策の最大の柱は人づくり革命であり、安倍内閣が目指す一億総活躍社会をつくりあげる上での本丸。

人づくり革命に関しては、第一に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。このため、経済的に恵まれない若者が勉学に専念できるよう、必要な生活費を賄う給付型奨学金や授業料減免措置を大幅に増やす。第二に、幼児教育無償化を一気に加速する。すなわち、3歳から5歳まで、全ての子供たちの幼稚園・保育所の費用を無償化するとともに、0歳から2歳児も所得が低い家庭では無償化する。（略）第五に、何歳になっても学び直しができるリカレント教育を推進する。第六に、社会人の多様なニーズやIT人材教育など実践的な教育のニーズにも応えられるよう、大学などの高等教育改革を進める。これらで、2兆円規模の大胆な政策を実行したいと考えています。

高等教育機関における25歳以上入学者割合の国際比較

- 日本の短期高等教育機関、及び「学士」課程における25歳以上入学者の割合は、低いものにとどまっている。



出典: OECD Education at a Glance (2017) (諸外国) 及び「平成27年度学校基本統計」(日本)。
 日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。
 日本の数値については、それぞれ①短期大学、②学士課程として算出(留学生を含む)。

新たな高等教育機関

専門職大学・専門職短期大学



独自の基準の設定

国際通用性の担保

高等教育としての質保証

実践的な職業教育にふさわしい教育条件の整備

制度設計

- 【教育内容】
 - ・ 「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・ 実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等)
- 【教 員】
 - ・ 実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】
 - ・ 社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
※ 社会人も学びやすい柔軟な履修形態
※ 短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】
 - ・ 4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
※ 4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学 位】
 - ・ 4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
 - ・ 2・3年制修了者、4年制の前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与
- 【学部等設置】
 - ・ 大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定について

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
 - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
 - ①基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ②職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- ◎ 卒業・修了要件として実習等による授業科目について一定単位数の修得を求める。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
 - ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。
[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

教員

- ◎ 専任教員数については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

体育館等

- ◎ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

校舎面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。